



発行 東京都

目次

53

規 則

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………一
 - 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局保健政策部保健政策課）……………一
 - 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則……………
（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）……………一
 - 東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局健康安全全部食品監視課）……………七
 - 東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局健康安全全部薬務課）……………七
 - 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（同）……………九
 - 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局健康安全全部環境保健衛生課）……………九
- 規 則（教）**
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 訓 令（教）**
- 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………三

規 則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年十月十日
東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第四百十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。
第十五条第二項第一号ロ中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。
（平成二十六年十月十日）
東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五百十号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則
東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第四十一号の二中「立入り、調査」を「立入調査」に、「提出の要求」を「収去」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条

例施行規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百一十一号

東京都幼児保育連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都幼児保育連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第百二十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(学級の編制の基準)

第三条 条例第五条第二項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一学級の園児数は、三十五人以下とする。
- 二 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

(職員の配置の基準)

第四条 条例第六条第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下この号において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼児保育連携型認定こども園の学級数の三分の一を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

二 幼児保育連携型認定こども園は、園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）として、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の職員を置かなければならない。この場合において、直接従事職員の数は、常

時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、直接従事職員の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

(設備の基準)

第五条 条例第七条第三項に規定する規則で定める基準は、保育室等を二階に設ける場合にあっては園舎が第一号、第二号及び第六号に、条例第七条第二項の規定により園舎を三階建て以上とし、保育室等を三階以上に設ける場合にあっては園舎が第二号から第八号までに該当するものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備を一以上設けていること。

階	区分		設備
	常用	避難用	
二階	1 屋内階段	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	2 屋外階段	2 屋外階段	
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外
	避難用	2 屋外階段	

階	区分		設備
	常用	避難用	
四階以上	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	
三	常用	3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。 四 幼保連携型認定こども園の調理室（次の要件のいずれかに該当するものを除く。 以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合にお
	避難用	3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	

いて、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものをして設けていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。

五 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備を設けていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。

八 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理を施していること。

2 前項の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

(園舎及び園庭の面積)

第六条 条例第七条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積 (平方メートルを単位とする。)

ロ 満三歳未満の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積

二 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積

(1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積 (平方メートルを単位とする。)
三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積 (平方メートルを単位とする。)

(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積)

第七条 条例第八条第五項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 乳児室又はほふく室の面積 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 保育室又は遊戯室の面積 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

(保育時間等)

第八条 条例第十条第三項に規定する規則で定める基準は、開園日については、原則として日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除いた日とし、開園時間については、原則として十一時間とする。ただし、幼保連携型認定こども園は、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて開園日及び開園時間を定めるものとする。

(調理設備の基準の特例)

第九条 条例第十九条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 園児に対し食事を提供する責任を有する当該幼保連携型認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、特別区若しくは市町村等の

栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 調理業務を受託する者については、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができること。

五 幼保連携型認定こども園は、食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(避難訓練及び消火訓練の実施)

第十条 条例第二十二條第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 施行日から起算して五年間は、第四条の規定にかかわらず、条例附則第三項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることことができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

3 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における第四条第二号の規定の適用については、同号の表備考一中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

4 施行日から起算して五年間は、第四条第二号に規定する職員について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第五条に規定する要件を満たした職員を配置し

ようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

一 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。

二 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、六割以上の者が登録を受けた常勤の職員とする。

三 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園(当該幼稚園の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条、第六条第二号及び第七条第二号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	第一号、第二号及び第六号に	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるものであり
第六条第二号	イ 次の掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積
	学級数 二学級以下	面積 三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートル)
	学級数 二学級以下	面積 三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートル)

6

6 施行日の前日において現に保育所（当該保育所の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条並びに第六条第一号及び第二号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五号	第五号 第一号、第二号及び第六号に	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）第十四条第一号、第二号及び第六号に
第六号 第一号	イ 次の表の上欄に掲げる学級数に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	イ 満三歳以上の園児数に応じ、第七条の規定により算定した面積
	学級数	面積

第七号 第二号	満二歳以上の園児	<table border="1"> <tr> <td>三学級以上</td> <td>ルを単位とする。）</td> </tr> <tr> <td>四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）</td> <td></td> </tr> </table>	三学級以上	ルを単位とする。）	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）	
三学級以上	ルを単位とする。）					
四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）						
	条例第十条第一項第二号に規定する教育時間以外について、満二歳以上の園児	<table border="1"> <tr> <td>三学級以上</td> <td>ルを単位とする。）</td> </tr> <tr> <td>四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）</td> <td></td> </tr> </table>	三学級以上	ルを単位とする。）	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）	
三学級以上	ルを単位とする。）					
四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）						

第六号 第二号	イ 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積 (1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	<table border="1"> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）</td> </tr> </table>	一学級	百八十平方メートル	二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）
一学級	百八十平方メートル					
二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）					
	イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積					
	学級数	面積				
	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）				
	三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートルを単位とする。）				
(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積						

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第六条第二号イの面積以上の園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所の面積を同号の園庭の面積とすることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に、かつ、日常的に利用できる場所であること。
- 三 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第五百二十二号

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則

東京都食品安全条例施行規則（平成十六年東京都規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別記第二号様式(表中「(4)農薬取締法、薬事法、飼料安全法に抵触するもの」)を

- 「(4)以下の法律に抵触するもの」
 - ア 農薬取締法
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 - ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都食品安全条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第五百十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則（平成十七年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に、「別記第一号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（収去証の交付）

第四条 条例第十五条第一項の規定による収去は、別記第一号様式による収去証を交付して行うものとする。

別記第二号様式中「第2号様式（第5条）」を「第3号様式（第6条）」に、「あて」を「宛」に改め、同様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式(表中「別記」)を削り、

- 「第1号様式（第4条）」を「第2号様式（第5条）」に、「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「の提出を求める」を「収去させる」に改め、同様式(表)を次のように改める。

(裏)

東京都薬物の濫用防止に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他前条各号の行為に関係ある場所に立ち入って、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入調査を行う場合は、第1項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第一号様式を別記第二号様式とし、附則の次に次の一様式を加える。

別記

第1号様式(第4条関係)

収去証

1 収去の相手方の住所又は営業所所在地

2 収去の相手方の氏名又は法人の名称

3 品名及び数量

4 収去場所

東京都薬物の濫用防止に関する条例第15条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者

所属

職名

氏名

印

備考

大きさ 縦 148 ミリメートル
横 105 ミリメートル

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第一号様式による立入調査証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則別記第二号様式による立入調査証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百五十四号

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(變中)

67 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（昭和53年東京都条例第31号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、同条例第7条第1項の規定による報告の徴取及び立入調査等（薬事法に規定する薬局又は店舗販売業に係るものに限る。）	各特別区
--	------

を

67 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（昭和53年東京都条例第31号）第7条第1項の規定による報告の徴取及び立入調査等（医薬品、医療機器等の品質、	各特別区
---	------

に

有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局又は店舗販売業に係るものに限る。）

29の15 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（昭和53年東京都条例第31号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 条例第7条第1項の規定による報告の徴取及び立入調査等（薬事法に規定する薬局、店舗販売業又は卸売販売業に係るものに限る。） ロ 条例第7条第1項の規定による報告の徴取及び立入調査等（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第2条又は第5条の規定により引き続き行うことができるとされ、及び同法附則第8条又は第14条の規定により従前の例により引き続き営み、又は行うことができる）とされる医薬品の販売業に係るものに限る。）	八王子市、町田市 町田市
--	-----------------

を

29の15 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（昭和53年東京都条例第31号）第7条第1項の規定による報告の徴取及び立入調査等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局、店舗販売業又は卸売販売業に係るものに限る。）	八王子市、町田市
--	----------

に改め

る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第一号様式による立入調査証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則別記第一号様式による立入調査証とみなす。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百五十五号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和四十七年東京都規則第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第三条第一項第一号中「第二条第二号」を「第二条第二項」を

「同条第一号、第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二

条第一号、第三号及び第四号」に改め、同条第三項中「第二条第一項」を「第二条第二号」に改める。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

第七条第一号中「申請日」を「有効期間の満了の日」に、「第二条第一項」を「第二条第二号」に、「同条第二項」を「同条第一号、第三号及び第四号」に改める。

別記第一号様式及び第一号様式の二を次のように改める。

別記 第1号様式(第3条、第7条関係)

東京都大気汚染医療費助成 認定申請書

保健所設置区市長・認定審査会設置保健所長 様
私は、大気汚染に係る健康障害者の医療費の助成に関する条例第4条(第1項)又は第6条(更新)の規定により認定を受けたので、別添様式書類を添えて以下のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	平成	年	月	日
フリガナ						
①患者(本人)	氏名	姓	名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生年月日	男大 昭和	年	月	日生(歳)	電話番号	() () ()
住所	郵便番号	() () ()	住所 東京都			
種類	<input type="checkbox"/> 協会のけんば <input type="checkbox"/> 協会のけんば <input type="checkbox"/> 協会のけんば <input type="checkbox"/> 協会のけんば <input type="checkbox"/> 協会のけんば <input type="checkbox"/> 協会のけんば <input type="checkbox"/> 協会のけんば <input type="checkbox"/> 協会のけんば					
記録	番号	番号	番号	番号	番号	番号
疾病名	<input type="checkbox"/> 気管支ぜん息 <input type="checkbox"/> 慢性気管支炎 <input type="checkbox"/> ぜん息性気管支炎 <input type="checkbox"/> 肺気腫() <input type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 気管支炎 <input type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 肺気腫()					
ツウカナ	姓①に同じ 名					
②保護者等	住所	住所				
提出者	氏名	住所				
居住状況	<input type="checkbox"/> 新規申請 現住所に1年以上居住 <input type="checkbox"/> 更新申請 前回申請・届出時から転居なし <input type="checkbox"/> 転居あり 新居 年 月 から 申請日現在 まで 現住所 年 月 から 申請日現在 まで 現住所 年 月 から 申請日現在 まで					
医師の承認(患者本人)	<input type="checkbox"/> 現在喫煙をしておらず、今後認定期間中に喫煙しない。					
医療券番号(国庫印付のみ)	負担者番号	8	2	1	3	7
交付者番号						
有効期限	平成 年 月 日					


(日本工業規格A列4番)

第1号様式の2 (第3条、第7条関係)

主治医診療報告書(気管支ぜん息用)

氏名	男・女	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日 (漢)
住所			
診療状況等			
申請に係る 疾病名	1 気管支ぜん息(発症時期: 歳 か月頃, <input type="checkbox"/> 不詳) → <input type="checkbox"/> ①現在も症状継続 ↳ <input type="checkbox"/> ②一度症状が消え、歳で再発 2 続発症: <input type="checkbox"/> 肺性心, <input type="checkbox"/> 他(発症時期: 歳 か月頃, <input type="checkbox"/> 不詳)		
最近1年間の上記申請疾病に係る受診状況(該当する項目にチェック及び○をして数字を記入してください。)			
入院	1 <input type="checkbox"/> あり(同:最近の入院時期 平成 年 月) 2 <input type="checkbox"/> なし		
通院	定期受診: 年・月・週に 回程度 定期外受診: 年・月・週に 回程度		
診断 根拠	1 繰り返起こる発作性のせき、ぜん息、呼吸困難がある、又はあった。		
	2 せき、ぜん息、呼吸困難の症状は自然に、又は気管支拡張薬等の投与により改善される、又はされた。		
	3 症状や検査結果からみて、気道が過敏である。		
	4 せき、ぜん息や呼吸困難の症状は、他の心肺疾患、先天性異常、発達異常によるものではない。		
上記項目1から4まで全て該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない項目がある。(下欄記載必須) <input type="checkbox"/>			
*本表、気管支ぜん息であれば上記項目全て該当すると考えられます。非該当項目を選択の上、非該当にも関わらず気管支ぜん息と診断した理由を記載してください。 非該当項目: 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> [理由]			
現在 の 気 管 支 ぜん 息 薬 に 対 し て の 使 用 状 況 (一 人 一 枚 に 対 し て 選 別 可 す)	1 <input type="checkbox"/> 吸入ステロイド薬(量必須: 低 / 中 / 高) / 長時間作用性β ₂ 刺激薬 配合剤		
	2 <input type="checkbox"/> 単剤の吸入ステロイド薬(量必須: 低 / 中 / 高)		
	3 <input type="checkbox"/> 単剤の長時間作用性β ₂ 刺激薬		
	4 <input type="checkbox"/> ロイコトリエン受容体拮抗薬		
	5 <input type="checkbox"/> テオフィリン徐放製剤		
	6 <input type="checkbox"/> クロモグリク酸ナトリウム		
	7 <input type="checkbox"/> 抗IgE抗体		
最近 1年 間 の 症 状	1 <input type="checkbox"/> なし 2 <input type="checkbox"/> 年に数回 3 <input type="checkbox"/> 1回/月以上、1回/週未満		
	4 <input type="checkbox"/> 1回/週以上、1回/日未満 5 <input type="checkbox"/> 毎日/生活に制限なし 6 <input type="checkbox"/> 毎日/生活に制限あり		
	7 <input type="checkbox"/> その他()		
喫 煙 状 況	現 状(患者本人) <input type="checkbox"/> 喫煙していないことを確認した。		
	喫煙歴(患者本人) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり: 1日平均()本を()年間喫煙、禁煙時期 歳時		
同居者に喫煙者が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる			

新規・更新

医学的検査結果		
①血液検査結果 白血球数 /μl, 血液像(好酸球) % 検査日:平成 年 月 日 非特異的IgE IU/ml (標準値 IU/ml) 検査日:平成 年 月 日	③胸部エックス線検査結果 撮影日:平成 年 月 日(10ヶ月以内)	
②アレルギー検査結果 検査日:平成 年 月 日 (いずれかを選択) (検査した項目を選択)	 <p><input type="checkbox"/>異常なし <input type="checkbox"/>所見あり</p> <p>*気管支ぜん息との鑑別を中心に所見についての説明を記載してください。(必須)</p>	
A <input type="checkbox"/> 血液検査 <input type="checkbox"/> 特異的IgE抗体 <input type="checkbox"/> その他		1 <input type="checkbox"/> 陽性 (-) 2 <input type="checkbox"/> 疑陽性 (-) 3 <input type="checkbox"/> 陰性 (-)
B <input type="checkbox"/> 皮膚テスト <input type="checkbox"/> スクラッチ <input type="checkbox"/> プリック <input type="checkbox"/> 皮内		1 <input type="checkbox"/> 陽性 (+) 2 <input type="checkbox"/> 疑陽性 (+) 3 <input type="checkbox"/> 陰性 (-)
呼吸機能検査結果 検査日:平成 年 月 日 *カッコ内は、正常予測値との比率(%)を記載してください。		VC _____ ml (%) FVC _____ ml (%) FEV1.0 _____ ml (%) FEV1.0% _____ % V50 _____ l/s (%) V25 _____ l/s (%)
*主治医コメント欄(症状や治療の経過、合併症について等)		

上記のとおり報告します。
平成 年 月 日
医療機関名
医療機関所在地
医療機関電話番号
担当医師 氏名

(日本工業規格A4用紙)

別記第一号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

(表 面)

(食事療法・生活療養標準負担額のみ本人負担)									
医療券									
負担者番号	8	2	1	3	7				
受給者番号									
発行者	氏名		住所						
薬券名	生年月日	性別							
有効期間									
助成内容									
その他									

上記のとおり決定します。
年 月 日

大きさ (縦 140ミリメートル) (横 90ミリメートル)

(裏面)

注意事項

- 1 認定された疾病について治療等を受けるときは、必ずこの医療券に保険証を添えて医療機関等(病院、診療所又は保険薬局)に提示してください。また、次の証の交付を受けている方は、保険証とともに次の証も医療機関等に提示してください。
 - (1) 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(※認定証)
 - (2) 高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証(高齢認定証等)
 ※ 東京都と契約している医療機関又は都立病院では、入院時の食事療養・生活療養標準負担額を除き自己負担金を徴収されません。
 これら以外の医療機関等で自己負担金を徴収された場合は、医療費支給申請の手続をしてください。
- 2 次の場合は、この医療券を区市町村の担当窓口へ持参し、変更の手続をしてください。
 - (1) 氏名や住所を変更したとき(住民票の写しが必要です。)
 - (2) 保険証の種類や記号・番号が変わったとき。
 - (3) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者証(※認定証又は高齢認定証等)による医療の給付が受けられるようになったとき(負担割合が変更となったとき又は受給資格がなくなったときも手続が必要です。)
- 3 次の場合は、理由を添えてこの医療券を区市町村の担当窓口へお返しください。
 - (1) 有効期間が満了したとき。
 - (2) 都外へ転出したとき。
 - (3) 生活保護などの医療給付を受けられるようになったとき。
 - (4) 治癒、死亡などにより、この医療券を使用しなくなったとき。
 - (5) その他条例に定める要件に該当しなくなったとき。
- 4 この医療券を破損し、汚し、又は紛失したときは、区市町村の担当窓口で医療券の再交付の手続をしてください。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前になされたこの規則による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)(第三条の規定による申請に対する認定及び旧規則第七条の規定による更新の申請に対する認定の有効期間の更新については、旧規則第二条の二、第三条及び第七条の規定並びに別記第一号様式及び第一号様式の二の規定は、なおその効力を有する。
- 3 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年東京都条例第百二十三号。以下「一部改正条例」という。)(附則第六項の規定により医療費の助成を受ける者に係るこの規則による改正後の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)(第二条の二、第五条第一項及び第七条第一号の規定の適用については、第二条の二中「条例第三条第五号」とあるのは「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年東京都条例第百二十三号。)(による改正前の条例第三条第四号」と、第五条第一項中「条例第三条」とあるのは「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例による改正前の条例第三条」と、第七条第一号中「条例第二条第二号に規定する疾病である場合にあつては別記第一号様式の二、同条第一号、第三号及び第四号に規定する疾病である場合にあつては別記第一号様式の三」とあるのは「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例による改正前の条例第二条第一項に規定する疾病である場合にあつては別記第一号様式の二」とする。
- 4 一部改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用される一部改正条例による改正後の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例第八條第一項に規定する規則で定める自己負担額は、月額六千円とする。
- 5 一部改正条例附則第七項の規定により医療費の助成を受ける者に係る新規則第五条第一項の規定の適用については、同項中「条例第三条」とあるのは、「条例第三条(第四号を除く。)」とする。

6 この規則の施行の際、旧規則別記第二号様式による医療券で、現に効力を有するものは、新規規則別記第二号様式による医療券とみなす。

7 この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式及び第一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正に加え、なお使用することができる。

規則(教)

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十一号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則(平成十八年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都東部学校経営支援センターの項中

同	鹿本学園
---	------

を

同	鹿本学園
---	------

に改める。

同	水元小合学園
---	--------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部

を次のように改正する。

別表三の項中

同	鹿本学園
---	------

肢体不自由

小学部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

小学部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

高等部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

小学部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

小学部

同	鹿本学園
---	------

肢体不自由

小学部

同	鹿本学園
---	------

肢体不自由

小学部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

高等部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

小学部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

小学部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

小学部

同	鹿本学園
---	------

知的障害

高等部

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第十号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十日

別表四の項を次のように改める。
四 特別支援学校

名	称
東京都立八王子特別支援学校	
東京都立水元特別支援学校	
東京都立江東特別支援学校	
東京都立青山特別支援学校	
東京都立町田の丘学園	
東京都立府中けやきの森学園	
東京都立鹿本学園	
東京都立水元小合学園	

東京都教育委員会

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

